

第2期あわら市空家等対策計画（案）
提出された意見の概要と市の考え方

意見公募期間：令和3年11月1日～令和3年11月15日まで

No.	意見の概要	市の考え方	原案修正の有無
1	<p>私が住んでいる集落では、人口が減少し、空き家が増えています。放置された空き家に対して何ら対処することもできず、景観の悪化、雑草の繁殖、防犯・防火・倒壊の危険等不安を感じている状態です。市より持ち主への指導・対応をお願いいたします。</p>	<p>空家等の問題はいまや個人だけでなく、地域社会全体の問題でもあり、集落においても大きな課題となっています。空家等は、適切に管理されなければ、周辺や自治会の生活環境に影響を及ぼすこととなります。そのため、管理不全な空家等の所有者等に対しては、自治会の協力を得ながら適切な管理を促していきます。</p> <p>また、相談会の開催やリーフレット配付など、空家等になる前の段階から所有者等に対して意識の醸成を図るとともに、自治会内での問題意識を高め、関係機関と連携した空家等の発生防止に努めます。</p>	無
2	<p>広報紙で移住者が空き家に住んだ記事を読みました。空き家を活かして、県外からの移住など若い人が住みたいまちづくりをしてほしい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、地方への移住に対する関心が高まっています。また、北陸新幹線開業により首都圏等からの交流人口が拡大し、移住につながることを期待されます。このため、移住・定住施策による空家等の利活用を促進し、地域の活性化、移住・定住の促進、まちの魅力向上につなげたいと考えております。</p> <p>移住や二地域居住希望者等の転入者の住まいとして空家等の取得等に対する支援を行い、利活用を促進するとともに、利活用が可能な空家等は、地域の貴重な資源となる可能性があることから、「空き家情報バンク」への登録を働きかけ、空家等が流通・活用しやすい取り組みを進めていきます。</p>	無